

# 第106期 中間決算公告

平成20年11月28日

福島市大町3番25号  
**株式会社東邦銀行**  
 取締役頭取 北村清士

## 第106期中（平成20年9月30日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	60,423	預 金	2,649,850
コールローン及び買入手形	117,537	譲 渡 性 預 金	111,437
買 入 金 銭 債 権	1,572	コールマネー及び売渡手形	1,035
商 品 有 価 証 券	777	外 国 為 替	259
金 銭 の 信 託	11,776	社 債	15,000
有 価 証 券	719,192	そ の 他 負 債	10,954
貸 出 金	1,973,758	退 職 給 付 引 当 金	8,265
外 国 為 替	831	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	563
そ の 他 資 産	10,164	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	201
有 形 固 定 資 産	37,927	偶 発 損 失 引 当 金	213
無 形 固 定 資 産	1,896	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,462
繰 延 税 金 資 産	18,175	支 払 承 諾	6,020
支 払 承 諾 見 返	6,020	負 債 の 部 合 計	2,808,265
貸 倒 引 当 金	△33,594	（純資産の部）	
		資 本 金	18,684
		資 本 剰 余 金	8,818
		利 益 剰 余 金	90,083
		自 己 株 式	△140
		株 主 資 本 合 計	117,446
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	137
		土 地 再 評 価 差 額 金	415
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	552
		少 数 株 主 持 分	194
		純 資 産 の 部 合 計	118,193
資 産 の 部 合 計	2,926,459	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,926,459

第106期中 ( 平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで ) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	32,422
資 金 運 用 収 益	25,291
(うち貸出金利息)	( 20,150 )
(うち有価証券利息配当金)	( 4,659 )
役 務 取 引 等 収 益	5,243
そ の 他 業 務 収 益	702
そ の 他 経 常 収 益	1,185
経 常 費 用	32,638
資 金 調 達 費 用	3,973
(うち預金利息)	( 3,642 )
役 務 取 引 等 費 用	2,177
そ の 他 業 務 費 用	1,925
営 業 経 費	18,803
そ の 他 経 常 費 用	5,758
経 常 損 失	215
特 別 利 益	0
特 別 損 失	533
固 定 資 産 処 分 損	62
減 損 損 失	470
税金等調整前中間純損失	748
法人税、住民税及び事業税	1,238
法 人 税 等 調 整 額	△952
少 数 株 主 利 益	8
中 間 純 損 失	1,041

## I. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

東邦ビジネスサービス株式会社

東邦不動産サービス株式会社

東邦スタッフサービス株式会社

東邦情報システム株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 5社

会社名

東邦リース株式会社

東邦コンピューターサービス株式会社

東邦信用保証株式会社

株式会社東邦カード

株式会社東邦クレジットサービス

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合に比べ有価証券残高は7,303百万円、その他有価証券評価差額金は4,380百万円それぞれ多く計上されており、繰延税金資産は2,922百万円少なく計上されております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～40年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、前払年金費用 341 百万円は、「その他資産」に含まれております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理
--------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
----------	--

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 75 百万円、「無形固定資産」中のリース資産は 142 百万円、「その他負債」中のリース債務は 229 百万円増加しておりますが、営業経費、経常損失、税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。

### Ⅲ. 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 465 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,200 百万円、延滞債権額は 59,432 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 535 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,268 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 78,436 百万円であります。なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,639 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	4,026 百万円
担保資産に対応する債務	預 金	19,586 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 81,741 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 965 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、612,084 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 600,000 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 47,338百万円
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,503百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 534円70銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 10.30%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,924百万円、株式等売却損781百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 4円72銭  
 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 当中間連結会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 470百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島県内	社宅	土地	7
栃木県内	営業店舗等	土地	462
計			470

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	40,844	41,098	254

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	41,881	47,140	5,259
債券	540,730	539,150	△1,579
国債	239,040	238,593	△446
地方債	69,123	68,952	△171
社債	232,566	231,604	△961
その他	85,171	81,647	△3,523
合 計	667,783	667,939	156

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、当中間連結会計期間末の変動利付国債の時価については、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。これにより、当中間連結会計期間末の評価差額は、従来の市場価格によった場合に比べ7,303百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて452百万円 (うち、株式450百万円、その他の証券1百万円) 減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

内 容	金 額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式 事業債	1,439 8,503

(金銭の信託関係)

I. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	5,147	5,147	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。